【建築助成金交付申請用】

**緑化基準（緑化面積）書**

**◎　品川区建築物不燃化促進助成条例施行規則第１０条第３号に規定する緑化に関する書面**

当該書類は、本書に以下の該当事項を記載したものとする。

**１．建築主：　　　　　　　　　　　建築場所：品川区　　　　　丁目　　　　番**

２．敷地面積が１００㎡未満の場合〔敷地面積：　　　.　　㎡（緑化基準適用外）〕

**３．敷地面積が１００㎡以上の場合**

**下記「別表２」の緑化基準に基づき算定した緑化面積（ただし、敷地に複数の法定建ぺい率が存する場合は、各法定建ぺい率が適用される敷地面積ごとに算定した緑化面積の合計による。）**

**(1) 敷地面積：　　　　.　　㎡**（①：　　 .　　㎡　　②：　　 .　　㎡　　③：　　 .　　㎡）

**(2) 建築面積：　　　　.　　㎡**

**(3) 法定建ぺい率：　　.　　％**（①：　　 .　　％　　②：　　 .　　％　　③：　　 .　　％）

**(4) 緑化基準値〔算定式〕：　　.　　㎡〔　を適用　　　　　　　　　　　　　　＝　　.　　㎡〕**

①：　　.　　㎡〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　　.　　㎡〕

②：　　.　　㎡〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　　.　　㎡〕

③：　　.　　㎡〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　　.　　㎡〕

**(5) 緑化面積　　助成対象確認申請時：　　.　　㎡(算出式または別紙〔緑化計画図等〕のとおり）**

**助成金交付申請時：　　.　　㎡(算出式または別紙〔緑化竣工図等〕のとおり）**

**注１：助成対象確認申請**の際は、**本書に該当事項を記載**するとともに、**緑化が必要な場合は設計図書の配置図・平面図**等にも**緑化箇所・緑化面積を明記**すること。

**注２：助成金交付申請**の際は、**緑化面積がある場合は本書に完了検査後の緑化面積を追記**すること。

**別表２**（別記２　東京都都市防災不燃化促進事業）

|  |
| --- |
| **以下の敷地面積区分に応じた緑化基準（屋上緑化及び壁面緑化を含む。）を満たすこと。**なお、法定建ぺい率には、角地等の緩和規定による割合を含むものとし、また、法定建ぺい率が90％を超える敷地については、以下の算定式における法定建ぺい率を90％とする。**①　敷地面積が100㎡以上1,000㎡未満の場合**（ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由により、以下の基準の適用が困難な場合は、この限りでない。）**緑化面積は、以下のア～ウのうち、いずれか小さい面積以上とすること。**ア　敷地面積 ×（１－ 法定建ぺい率）×αイ　敷地面積 ×（１－ 0.8）×αウ（敷地面積 － 建築面積） ×α |
|  | 敷地面積 | 100㎡以上200㎡未満 | 200㎡以上300㎡未満 | 300㎡以上1,000㎡未満 |  |
| α | 0.1 | 0.2 | 0.25 |
| **②　敷地面積が1,000㎡以上の場合**緑化面積は、アかイのうち、いずれか小さい面積以上とすること。ア　（敷地面積 － 建築面積）× 0.3イ　〔敷地面積 －（敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.8）〕× 0.3 |

**（注）緑化面積の算出は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑化計画書制度における算出方法による。**